|  |
| --- |
| №23-62　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2023（令和5）年3月31日***全保協ニュース*****〔協議員情報〕****全　国　保　育　協　議　会****TEL. 03-3581-6503　　FAX. 03-3581-6509****ホームページアドレス〔** [**http://www.zenhokyo.gr.jp**](http://www.zenhokyo.gr.jp/) **〕** |

－今号の目次－

* 「こども・子育て政策の強化について（試案）～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」（こども政策担当大臣）公表

―1歳児・4・5歳児の配置基準の改善が明記される―・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

* 「保育士による児童生徒性暴力等の防止に関する基本的な指針」が発出（厚生労働省）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆ 「こども・子育て政策の強化について（試案）～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」（こども政策担当大臣）公表**

**―1歳児・4・5歳児の配置基準の改善が明記される―**

令和5年3月31日、標題の試案が公表されました。本年1月の岸田総理の「異次元の少子化対策」の発言を受け、こども・子育て政策の強化に向けて、集中的に検討するため、こども政策担当大臣のもと、関係府省により構成される「こども政策の強化に関する関係府省会議」が設置されるとともに、岸田総理主催の「こども政策対話」等が開催され、本試案が策定されました。

本試案では、我が国のこども・子育て政策を抜本的に強化し、少子化の傾向を反転させるため、今後3年間で加速化して取り組むこども・子育て政策と、めざす将来像を取りまとめており、今後、本年6月の「骨太の方針2023」に向け、岸田総理の下でさらに検討を深めていくとしています。

本試案のなかでは、基本理念として「１．若い世代の所得を増やす」、「２．社会全体の構造・意識を変える」、「３．全ての子育て世帯を切れ目なく支援する」を掲げ、今後3年間を集中取組期間として、「こども・子育て支援加速化プラン」に取り組むとしています。このプランのなかで、優先的に取り組む内容として「待機児童対策などに一定の成果が見られたことも踏まえ、子育て支援については、量の拡大から質の向上への政策の重点を移す」ことが挙げられています。

そのうえで、保育に関連する政策として1歳児及び4・5歳児の職員配置基準の改善（1歳児：6対1⇒5対1、4・5歳児：30対1⇒25対1）、保育士等の更なる処遇改善の検討、全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充として「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設の検討が明記されています。

今後、本試案をベースに、国民的議論を進めていくため、4月以降、内閣総理大臣の下に新たな会議を設置し、さらに検討を深めるとともに、こども家庭庁にてこども政策を体系的にとりまとめつつ、6月の「骨太の方針2023」までに将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示するとしています。

|  |
| --- |
| （全保協事務局抜粋）2．全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充（2）幼児教育・保育の質の向上～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～* 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。
* このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公的価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理（令和3年12月）を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。
* 具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善するとともに、民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討する。

（3）全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～* 0-2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て世帯の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見があることから、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭への支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付の創設を検討する。当面は、未就園児のモデル事業の拡充を行いつつ、基盤整備を進める。あわせて病児保育の充実を図る。
 |

　試案等の詳細は下記ホームページをご確認ください。

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_kyouka/index.html>

**◆ 「保育士による児童生徒性暴力等の防止に関する基本的な指針」が発出（厚生労働省）**

改正児童福祉法（令和6 年 4 月施行（一部令和 5 年 4 月施行））においては、児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取消しや再登録の制限等、資格管理の厳格化が行われます。

上記改正法を踏まえ、厚生労働省は、都道府県において資格管理の厳格化に関する運用が適切に実施されるよう基本的な考え方等を示すとともに、保育士による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児童生徒性暴力等への対処に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために、「保育士による児童生徒性暴力等の防止に関する基本的な指針」を策定し、令和5年3月27日に発出しました。本指針は、令和5年4月1日より適用されます。

同指針においては、児童生徒性暴力に関する定義のほか、児童生徒性暴力等の防止に関する施策における行政や保育所・認定こども園等の役割について記載されています。なお、児童生徒性暴力の定義については、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」等に記載されている内容が改めて示されています。

さらに、「正当な業務上の行為として身体接触が必要と考えられる場面の例」として、以下のとおり示されています。

|  |
| --- |
| ～「保育士による児童生徒性暴力等の防止に関する基本的な指針」より抜粋～・保育中の抱っこやおんぶ、午睡時の寝かしつけ・おむつ交換や排泄等の介助・着替えの介助・沐浴、ふれあい遊びや体操など身体接触を伴う活動 等 |

指針の詳細は、別添資料をご参照ください。

なお、全国保育士会では、令和5年度事業計画において、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」等を踏まえ、学識者の協力を得るなどしながら、保育内容の専門性や留意点等を検討・整理し、保育所・認定こども園等における子どもへの性暴力防止の取り組み促進を図ることとしています。